

秦野都市計画都市再開発の方針

新旧対照表

(新)

秦野都市計画都市再開発の方針

令和　年　月

神　奈　川　県

(旧)

秦野都市計画都市再開発の方針

平成28年11月1日

神 奈 川 県

1 基本方針

本区域において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。

2 計画的な再開発が必要な市街地

既成市街地のうち、土地の合理的な高度利用の促進、都市の防災性の向上、良好な市街地環境の形成、都市環境の向上、用途転換、高次都市機能の誘導等を図るべき課題のある市街地を、計画的な再開発が必要な市街地(一号市街地)として定め、土地区画整理事業、街路事業等による都市基盤整備及び地区計画等による規制・誘導を進める。

一号市街地の目標及び方針は別表のとおり。

1 基本方針

本地区において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。

2 計画的な再開発が必要な市街地

既成市街地のうち、土地の合理的な高度利用の促進、都市の防災性の向上、良好な市街地環境の形成、都市環境の向上、用途転換等を図るべき課題のある市街地を、計画的な再開発が必要な市街地(一号市街地)として定め、土地区画整理事業、街路事業等による都市基盤整備及び地区計画等による規制・誘導を進める。

「一号市街地の目標及び方針は別表のとおり」

別表(一号市街地の目標及び方針)

地区名	1 秦野駅北口周辺地区	2 松原町地区
面積	約 90ha	約 13ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)	秦野駅北口周辺においては、都市の成長をリードすべき中心都市拠点として、高次都市機能を誘導し、交流人口の増加とにぎわい創造を図る。民間投資の誘導、低未利用地の活用、公共・公益サービスの充実により、歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりを推進する。	良好な住宅市街地の形成のため、土地区画整理事業等により、沿道市街地の住環境の改善、防災性の向上を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	主に商業業務施設を中心とした土地の合理的高度利用を図るとともに、街区の特性に合わせ、適正な土地利用を誘導する。
	主要な都市施設の整備に関する事項	都市計画道路、主要な区画道路等の整備を図るとともに、拠点商業地にふさわしい歩行者空間の確保を図る。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	オープンスペースの確保等により良好な市街地環境の形成を図るとともに、空き店舗・歴史的建造物等の活用により中心市街地にふさわしい都市景観の形成を図る。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—
要整備地区の名称、面積	—	—
二項再開発促進地区の名称、面積	—	—

別表 (一号市街地の目標及び方針)

地区名	1 秦野駅北口周辺地区	2 松原町地区
面積	約 49ha	約 10ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)	<p>秦野駅北口周辺においては、民間投資を主とした土地の合理的かつ有効利用と更新を促進し、商業、業務、子育て、公共及び居住等の機能の適正立地を推進するとともに、駅前立体歩道の延伸や都市施設や周辺狭小道路等都市基盤の整備により防災安全の向上を図る。さらに公共交通網の充実や環境対応など、全体として都市機能の集積を目指すことにより、新しい魅力的な生活圏としてリノベーションを図る。</p>	良好な住宅市街地の形成のため、土地区画整理事業等により、沿道市街地の住環境の改善、防災性の向上を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	主に商業業務施設を中心とした土地の合理的高度利用を図るとともに、街区の特性に合わせ、適正な土地利用を誘導する。
	主要な都市施設の整備に関する事項	都市計画道路、主要な区画道路、公園等の整備を図るとともに、拠点商業地にふさわしい歩行者空間の確保を図る。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	地区計画制度の活用などにより、オープンスペースの確保等の市街地環境の向上及び中心市街地にふさわしい都市景観の形成を図る。
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—
要整備地区の名称、面積	—	—
二項再開発促進地区の名称、面積	—	—

(新)

別表 (一号市街地の目標及び方針)

地区名	3 鶴巻温泉駅南口地区
面 積	約 7ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)	<u>周辺住宅地との一体性に配慮しつつ、都市基盤等を整備することにより、近隣商業地としての形成及び市街地環境の向上を図る。</u>
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項
	<u>駅前広場及び都市計画道路沿道は、商業施設等を中心とした合理的な高度利用を図るほか、街区の特性に合わせ、土地の適正利用を図る。</u>
	主要な都市施設の整備に関する事項
	<u>都市計画道路、駅前広場、主要な区画道路等の整備を図る。</u>
都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	<u>都市基盤施設等の整備により、駅前地区にふさわしい都市景観の形成及び市街地環境の向上を図る。</u>
その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—
要整備地区の名称、面積	—
二項再開発促進地区の名称、面積	—